

2026年 8月 作成(第1版)

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー(コード:16670000)

リズブル FGダイヤモンドバー

【形状・構造および原理等】

微細なダイヤモンド結晶で砥着された作業部をもち、歯科用ハンドピース等に装着して使用する研削器具である。

【使用目的又は効果】

歯牙、レジン、金属および陶材を研削するために用いる。

【使用方法等】

- 1) 使用の前に予め洗浄・滅菌して乾燥させ、汚染を避けて保管しておく。
- 2) 使用時に、本品を歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置に装着する。
- 3) 回転させて、振れがないかを確認する。
- 4) ソフトタッチで断続的に被切削物に押し付けて切削、研磨する。
- 5) 使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を充分に除去した後、オートクレーブ(135℃以下)による滅菌を行い、よく乾燥させて保管する

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3) 予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4) 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部が細い、長い、大きいもの、またはネックの細いものは、折れたり曲がったりすることがある。
- 5) 歯牙切削時に、こじたりねじったりするような力を加えることや、急激な回転数の変更はしないこと。
- 6) 歯髄為害防止のため、十分な注水下にてソフトタッチ(フェザータッチ)で使用する。

【使用上の注意】

- 1) 製品の被包に記載の最大回転数を厳守して使用すること。
- 2) 著しい損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4) 目の損傷を防ぐため、保護メガネ等を使用すること。もし本品または切削屑が目に入った時はすぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5) 使用中の落下により、本品を患者が誤飲しないよう注意すること。本品を使用中に異常を感じた場合は直ちに使用を中止すること。

【保管方法及び有効期間等】

水分、腐食性薬剤及びその蒸気避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を充分に除去した後、オートクレーブによる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。
なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しないこと。
- 2) 消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。
- 3) 超音波洗浄器を用いる際は、バーが互いに擦れて損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。
- 4) オートクレーブの温度は乾燥工程を含めて135℃以下を厳守すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社 ビーディーアール

愛知県名古屋市天白区原4-106